

時効研究会による改正提案 〈08.8.3 版〉

（*印は代替案が存在する条文）

〈目次〉

I 本案

〔時効の章の条文〕

〔その他の領域の条文〕

II 代替案

I 本案

〔時効の章の条文〕

第7章 時効

第1節 総則

第1款 通則

（時効の効力）

*第144条 時効は、時の経過から生ずる権利の取得又は消滅の原因であって、この法律その他の法律の定めるところによる。

2 時効の効力はその起算日にさかのぼる。

（時効の援用）

*第145条 時効は、当事者又は正当な利益を有する第三者が援用しなければ、その効力を生じない。

（時効援用権の放棄及び喪失）

*第146条 時効を援用する権利（以下、時効援用権という。）は、あらかじめ放棄することができない。

2 時効の完成後に義務を履行した場合は、時効の完成を知らなかったときでも、時効援用権は消滅する。相手方の権利を承認するにとどまるときは、この限りでない。

第2款 時効の停止

(時効の停止事由)

第147条 時効は、時効期間満了前の6箇月以内に、次に掲げる事由が発生し又は存続しているときは、停止する。

- 一 請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 天災、法定代理人の不存在等により権利を行使することが困難な事由

(催告による時効の停止)

第148条 時効は、催告の時から、6箇月を経過するまでの間は、完成しない。

2 時効は、本条1項及び第149条から第154条までの規定により停止するときは、さらに催告により停止することはない。

(交渉による時効の停止)

第149条 時効は、当事者が権利又はこれを基礎づける事実について交渉するときは、時効によって利益を受ける者が最後に対応した時から6箇月を経過するまでの間は、完成しない。

(裁判上の請求による時効の停止)

第150条 時効は、裁判上の請求が却下され又は取り下げられたときは、6箇月を経過するまでの間は、完成しない。

(支払督促による時効の停止)

第151条 時効は、債権者が民事訴訟法第392条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことにより支払督促の効力を失うときは、6箇月を経過するまでの間は、完成しない。

(訴え提起前の和解及び調停による時効の停止)

第152条 時効は、訴え提起前の和解又は民事調停法（昭和26年法律第22号）若しくは家事審判法（昭和22年法律第152号）による

調停手続において、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、6箇月以内に訴えを提起しなければ、停止の効力を生じない。

(破産手続参加等による時効の停止)

第 153 条 時効は、破産手続、再生手続又は更生手続に参加した債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、その時から6箇月を経過するまでの間は、完成しない。

(差押え、仮差押え及び仮処分による時効の停止)

第 154 条 時効は、差押えが権利者の請求若しくは法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、その時から6箇月を経過するまでの間は、完成しない。

2 時効は、仮差押え若しくは仮処分がされたとき又は権利者の請求若しくは法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、その時から6箇月を経過するまでの間は、完成しない。

3 時効は、差押え、仮差押え又は仮処分が時効の利益を受ける者に対してされないときは、その者に通知をした後でなければ、停止の効力を生じない。

(天災等による時効完成の停止)

第 155 条 時効は、天災その他避けることのできない事変のため権利を行使することが困難なときは、その事由が消滅した時から6箇月を経過するまでの間は、完成しない。

(未成年者又は成年被後見人と時効の停止)

第 156 条 時効は、未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から6箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、完成しない。

2 時効は、未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは

成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から6箇月を経過するまでの間は、その権利について、完成しない。

(夫婦間の権利の時効の停止)

第157条 時効は、夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から6箇月を経過するまでの間は、完成しない。

(相続財産に関する時効の停止)

第158条 時効は、相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時から6箇月を経過するまでの間は、完成しない。

第3款 時効の中断

(時効の中断事由)

第159条 時効は、次に掲げる事由があるときは中断し、その時から新たに進行を始める。

- 一 承認
- 二 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するもの
- 三 執行

2 中断後の時効の期間は、他に特別の定めがない限り、当初の時効期間と同一のものとする。

(承認による中断)

第160条 時効は、義務者が、権利者に対してその権利を承認した時に中断する。

2 時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。

(確定判決等による中断と新たな時効期間)

第161条 時効は、確定判決又は裁判上の和解、調停その他確定判

決と同一の効力を有するものによって権利が確定した時に中断する。

2 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする。執行証書による場合はこの限りでない。

3 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

(執行の終了による中断)

第162条 時効は、執行が終了した時に中断する。

2 執行が、権利者の責めに帰することができない事由によって取り消されたときも、同様とする。

(停止及び中断の対象となる権利)

第163条 時効の停止又は中断は、その事由が生じた当事者間で進行していた時効についてのみ、その効力を有する。

第2節 取得時効

(所有権の取得時効)

第164条 所有権の取得時効は、20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有することによって完成する。

2 前項の期間は、占有の開始の時に、その占有者が善意であり、かつ、過失がなかったときは、10年とする。

(所有権以外の財産権の取得時効)

第165条 所有権以外の財産権の取得時効は、自己のためにする意思をもって、平穩に、かつ、公然と行使するときは、前条の区別に従い20年又は10年を経過することによって完成する。

(占有の中止等による取得時効の中断)

第166条 第164条の規定による時効は、占有者が任意にその占有を中止し、又は他人によってその占有を奪われたときは、中断する。

2 前項の規定は、第 165 条の場合について準用する。

第 3 節 消滅時効

(消滅時効の期間及び起算点)

*第 167 条 債権の消滅時効は、債権者に権利行使を期待することができる時から、5 年の経過によって完成する。弁済期から 10 年を経過したときも、同様とする。

2 所有権は時効によって消滅しない。

3 債権及び所有権以外の財産権の消滅時効は、この法律その他の法律に別段の定めがない限り、権利を行使することができる時から 20 年の経過によって、完成する。

(損害賠償債権の消滅時効)

第 168 条 損害賠償債権の消滅時効は、契約上の債権の履行に代わる場合を除き、権利者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から 5 年間行使しないときは、完成する。ただし、権利者に権利行使を期待できない場合には、権利行使を期待することができる時まで消滅時効は進行しない。

2 前項の消滅時効は、損害発生時から 10 年を経過したときも、完成する。この期間は、生命、身体、健康または自由に対する侵害に基づく損害賠償債権については 20 年とする。

(定期金債権の消滅時効)

第 169 条 定期に金銭の給付を受けることを目的とする債権の消滅時効は、弁済期から 10 年間権利を行使しないときは、完成する。

2 定期金の債権者は、時効の中断の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

(消滅時効の進行等)

第 170 条 消滅時効の進行は、取得時効の進行を妨げない。

2 始期付権利又は停止条件付権利の権利者は、その目的物を占有する第三者に対し、その取得時効を中断するため、いつでも承認を

求めることができる。

(時効に関する特約)

*第 171 条 時効に関しては、この法律その他の法律に別段の定めがある場合を除き、契約で法律の規定と異なる定めをすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、債権の消滅時効期間については、次に掲げるものを除き、弁済期（損害賠償債権については損害発生時）から1年まで、契約でこれを短縮することができる。

一 債務者の故意又は重大な過失による債務不履行又は不法行為に基づいて生じた債権

二 生命、身体、健康又は自由に対する侵害を理由とする損害賠償債権

3 債権の消滅時効期間について、契約で前項に定める1年に満たない期間を定めたときは、その期間の定めは、その効力を生じない。

[その他の領域の条文]

(取消権の消滅時効)

第 126 条 取消権の消滅時効は、追認をすることができる時から3年の経過によって完成する。行為の時から10年を経過したときも、同様とする。

2 取消しによって生ずる債権の消滅時効は、取消しの時から5年の経過によって完成する。

(抵当権の消滅時効)

第 396 条 抵当権は、その担保する債権と同時でなければ、時効によって消滅しない。

(抵当不動産の時効取得による抵当権の消滅)

第 397 条 債務者又は抵当権設定者でない者が抵当権設定登記後、

抵当不動産について取得時効に必要な要件を具備する占有をしたときは、抵当権は時効によって消滅する。

2 前項の規定による抵当権の消滅時効を中断するため、抵当権者はいつでも占有者の承認を求めることができる。

(詐害行為取消権の消滅時効)

第 426 条 第 424 条の規定による取消権の消滅時効は、債権者が取消しの原因を知った時から 3 年の経過によって完成する。行為の時から 10 年を経過したときも同様とする。

(時効の完成した債権を自働債権とする相殺)

第 508 条 時効の完成した債権がその完成以前に相殺に適するようになっていた場合には、その債権者は、相殺をすることができる。

(解除権の消滅時効)

第 548 条の 2 解除権の消滅時効は、解除の原因を知った時から 5 年、又はその原因が発生した時から 10 年の経過によって完成する。
2 解除によって生ずる債権の消滅時効は、解除の時から 5 年の経過によって完成する。

(目的物の瑕疵又は数量不足による売主の担保責任の存続期間)

第 570 条の 2 第 565 条及び第 570 条の規定による権利の消滅時効は、買主が事実を知ったときから 5 年の経過によって完成する。引渡しの中から 10 年を経過したときも、同様とする。

2 前項の期間の経過前であっても、買主は、事実を知った時から合理的な期間内に瑕疵又は数量の不足について通知をしなければ、その権利を失う。ただし、売主がその瑕疵又は数量の不足につき悪意であったときは、この限りでない。

(相続回復請求権の消滅時効)

第 884 条 相続回復の請求権の消滅時効は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から 5 年の経過によって

完成する。相続開始の時から 20 年を経過したときも同様とする。

(遺留分減殺請求権の消滅時効)

第 1042 条 遺留分の減殺を求める権利の消滅時効は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から 3 年の経過によって完成する。相続開始の時から 10 年を経過したときも同様とする。

2 減殺によって生じる債権の消滅時効は、減殺の時から 5 年の経過によって完成する。

(消費者契約上の債権の消滅時効)

*消費者契約法 10 条の 2 消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権の消滅時効は、弁済期より 3 年の経過によって完成する。

2 消費者契約に基づく消費者の事業者に対する債権の消滅時効期間は、契約で短縮することはできない。ただし、消費者に他の相当の手段が与えられ、又は合理的な別の期間が設定されることなどにより、当該条項が、民法第 1 項第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものではないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

II 代替案

(時効の効力)

第 144 条 時効は、一定の期間の経過及び援用その他法律の定めるところにより生ずる権利の取得又は消滅の原因である。

2 [本案 144 条 2 項と同じ]

(時効完成の効果)

第 145 条 時効は、その完成によって効力を生ずる。

(時効利益の放棄及び喪失)

第 146 条 A 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

2 時効の完成後に義務を履行した場合は、時効の完成を知らなかったときでも、その返還を請求することができない。相手方の権利を承認するにとどまるときは、この限りでない。

(時効援用権の放棄及び喪失)

第 146 条 B 時効を援用する権利（以下、援用権という。）は、あらかじめ放棄することができない。

2 時効の完成後に義務者がその義務を履行した場合は、時効の完成を知らなかったときでも、時効援用権を失う。時効完成後に義務者が相手方の権利を承認したときも、同様とする。

(消滅時効の期間及び起算点)

第 167 条 A 債権の消滅時効は、債権者又はその法定代理人が債権を行使できることを知った時から、3年の経過によって完成する。弁済期から10年が経過したときも、同様とする。

2 [本案 167 条 2 項と同じ]

3 [本案 167 条 3 項と同じ]

第 167 条 B 債権の消滅時効は、権利を行使することができる時から、5年の経過によって完成する。ただし、債権者が債権の存在及び債務者を知らず、又は権利行使を期待できない限り、消滅時効は進行を停止する。

2 前項但書の適用がある場合にあっても、権利を行使することができる時ら10年を経過したときは、債権の消滅時効が完成する。

3 [本案 167 条 2 項と同じ]

4 [本案 167 条 3 項と同じ]

(時効期間に関する特約)

第 171 条 債権の消滅時効の期間は、この法律その他の法律で別段の定めがないときは、弁済期（損害賠償債権については損害発生時）

から20年の期間内に限り、契約でこれと異なる定めをすることができ。ただし、弁済期（損害賠償債権については損害発生時）から1年未満に短縮することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、次の債権に関して消滅時効期間を短縮する特約は、無効とする。

一 故意又は重大な過失による債務不履行又は不法行為に基づく債権

二 生命、身体、健康又は自由に対する侵害を理由とする損害賠償債権

3 前項に規定するほか、消滅時効期間に関する契約の定めは、一方の当事者がその優越した地位を利用して相手方の利益を一方的に害するものである場合は、無効とする。

（消費者契約上の債権の消滅時効）

消費者契約法10条の2 消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権の消滅時効は、弁済期から3年の経過によって完成する。

2 消費者契約に基づく消費者の事業者に対する債権の消滅時効期間は、契約で短縮することはできない。